

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口が減少しました。また、厚生労働省発表による人口動態統計では、平成30年における自然減が44万4,070人と初めて40万人を超え、合計特殊出生率は1.42と3年連続で低下しています。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、令和35年（2053）年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に鑑み、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」。）を平成27年4月に施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

新制度に基づき、市では平成27年3月に「調布市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、調布市子ども条例が目指す基本理念に準じて「緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す」を基本理念に定め、待機児童対策をはじめとする、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

第2期調布っ子すこやかプランは、現行の「調布っ子すこやかプラン」が令和元年度をもってその計画期間を終了することを受けて、子どもや子育てを取り巻く環境をはじめとした社会情勢等を踏まえ、市における今後の子ども・子育て支援のあり方を定めるため策定するものです。

2 計画の位置づけ

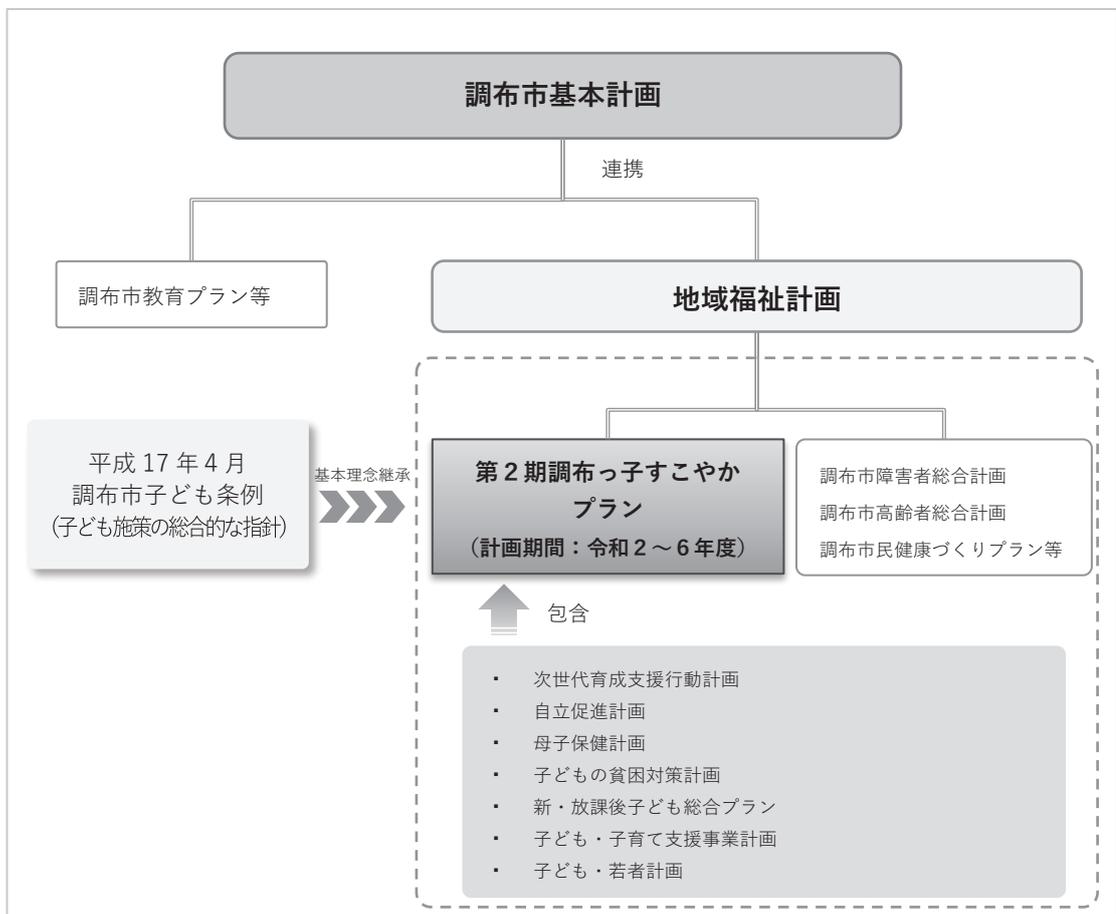
市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。本計画はこの「調布市子ども条例」を理念として、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

なお、本計画は「自立促進計画」及び「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子ども・若者計画」を包含するとともに、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を展開する計画です。

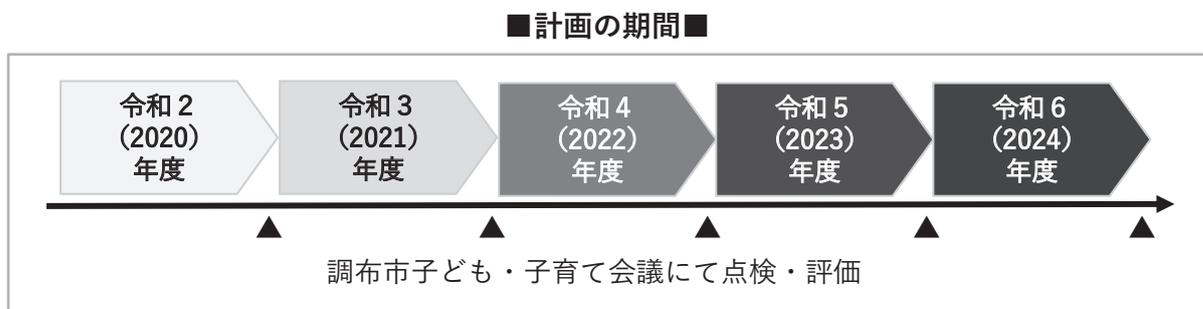
あわせて、本計画の上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら、市が策定した様々な計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

■計画の位置づけ（イメージ）■



3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度～令和6年度）を計画期間とします。但し、国や都の施策の動向，社会情勢の変化状況を踏まえて，必要に応じて見直すものとします。



4 計画の対象

本計画の対象は、概ね18歳未満のすべての子どもと子どもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が設定されているものがあります。

5 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、公募による市民の代表，子育て支援事業者，学識経験者等で構成する「調布市子ども・子育て会議」を設置し，審議を行いました。

また，広く市民の意見を求めるため，パブリック・コメント手続きや市民向け説明会を実施しました。

(2) ニーズ調査

本調査は、「第2期調布っ子すこやかプラン」(令和2年度～令和6年度)策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見や、13歳から39歳までの市民の生活実態、意識を把握することを目的に実施しました。

①調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおりです。

■調査の実施概要と回収結果■

調査種別	就学前児童	就学児童	子ども・若者
調査対象	就学前児童のいる世帯	小学生のいる世帯	13歳から39歳までの市民
配布数	2,000票	2,000票	2,000票
抽出法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法
調査時期	平成30年10月～11月	平成30年10月～11月	平成31年2月～3月
調査地域	調布市全域	調布市全域	調布市全域
有効配布数	1,995票	1,998票	1,981票
有効回収数	1,187票	1,206票	552票
有効回収率	59.5%	60.4%	27.9%

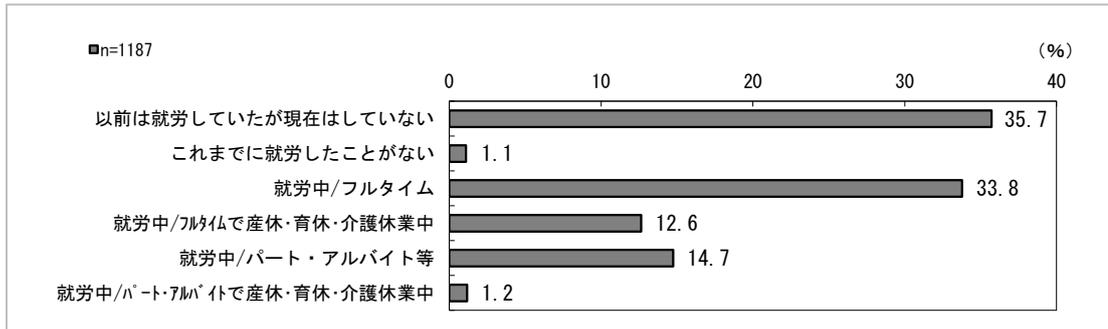
※グラフ上、基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載しています。

②調査の結果概要

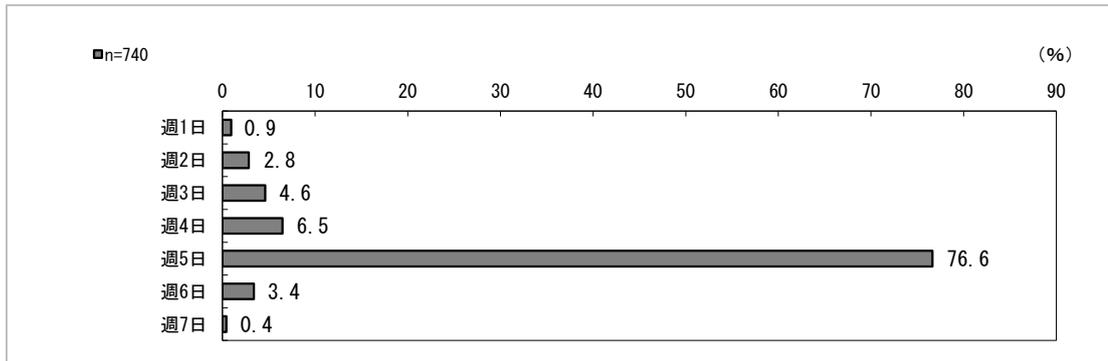
ア) 就学前児童

子どもの保護者（母親）の就労状況は、「以前は就労していたが現在はしていない」が3割台半ばを占め、最も多くなっています。1週あたり就労日数は「週5日」が8割弱を占め、1日あたり就労時間は「8時間」が4割弱、「6～8時間未満」が3割台半ばを占めています。

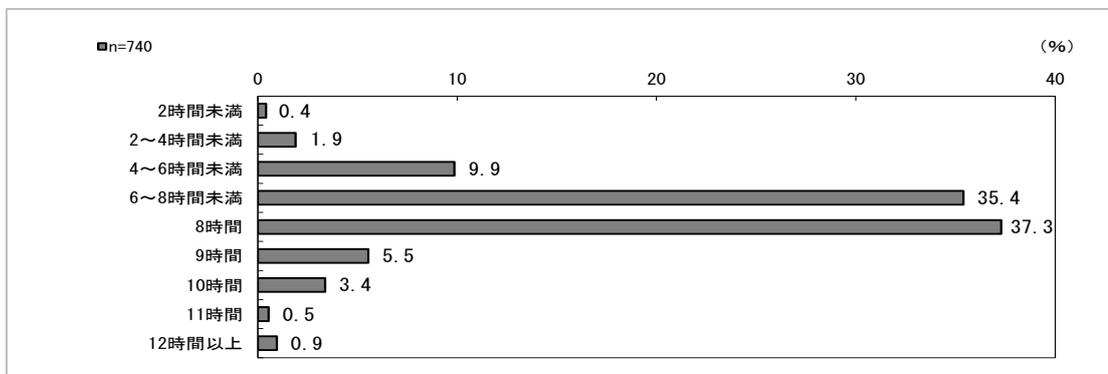
■母親の就労状況■



■母親の1週あたり就労日数■

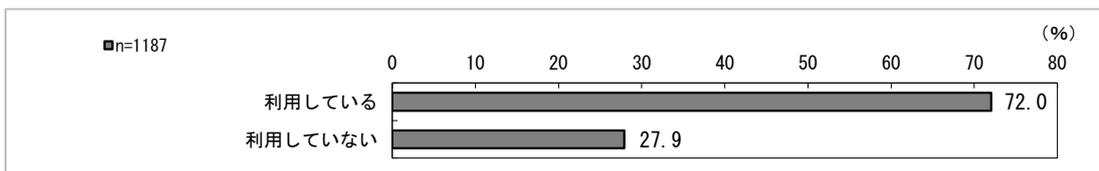


■母親の1日あたり就労時間■

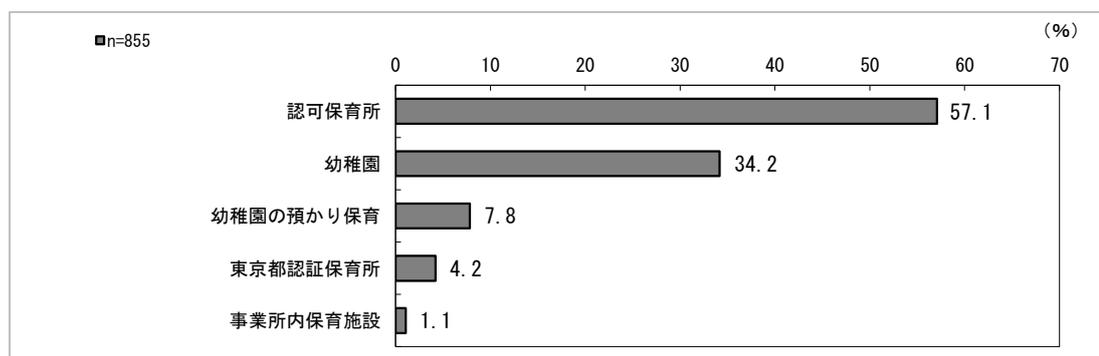


子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が7割強を占め、年間を通じて「定期的に」利用している事業は、「認可保育所」が6割弱にのぼり、最も多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況■

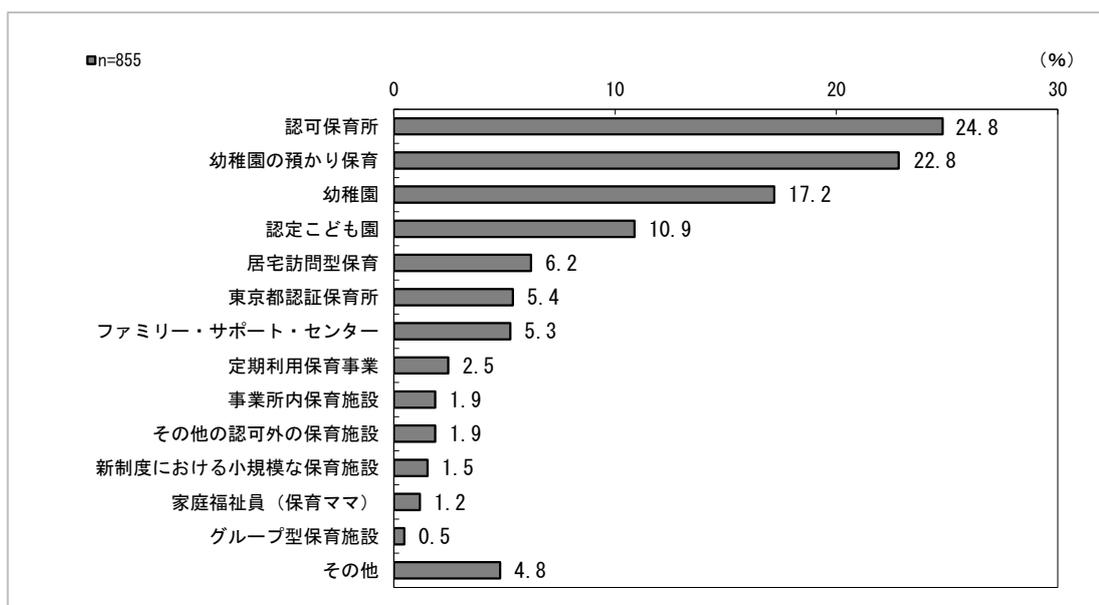


■年間を通じて定期的に利用している事業■



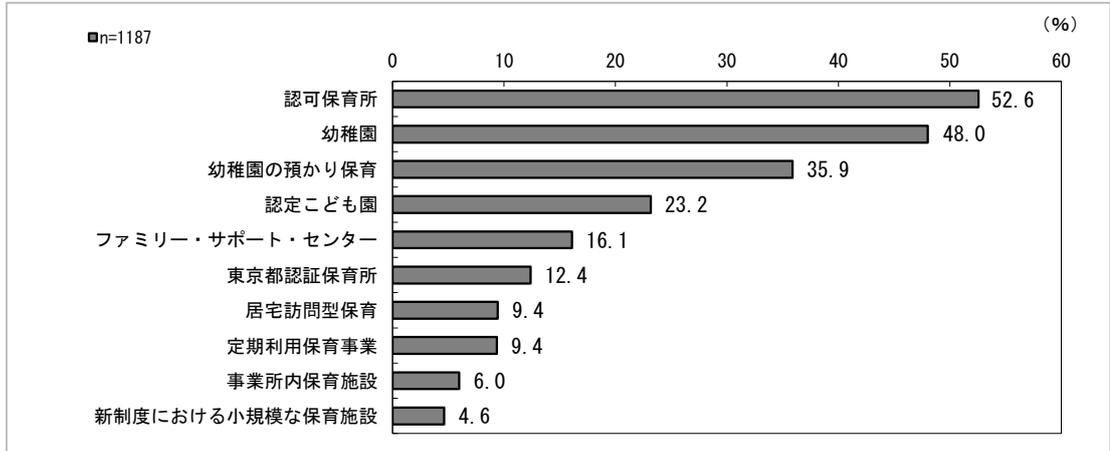
無償となった場合に、現在利用しているものから利用変更したい事業は、「認可保育所」が2割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

■無償となった場合に現在利用しているものから利用変更したい事業■

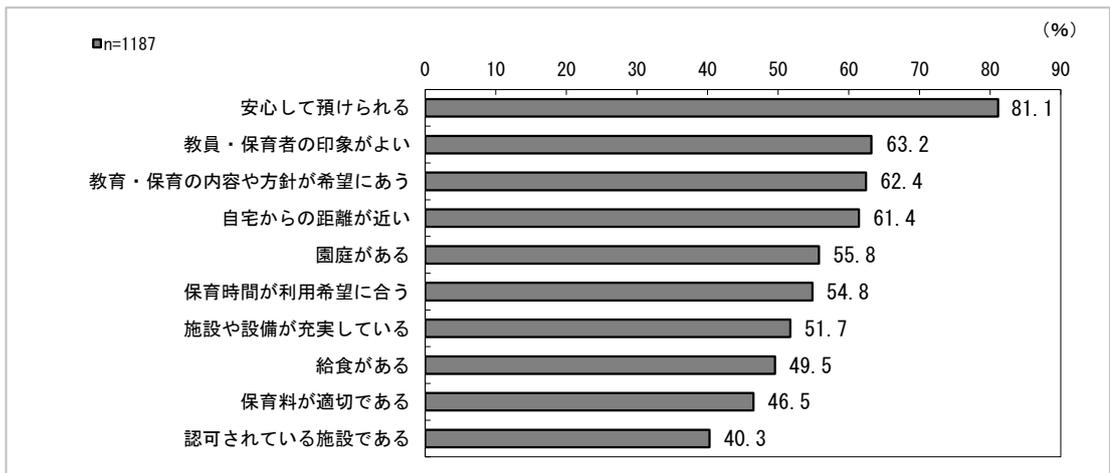


今後定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が5割強にのぼり、事業を希望する上で重視する条件は「安心して預けられる」が8割強にのぼり、最も多くなっています。

■今後定期的に利用したい教育・保育事業■

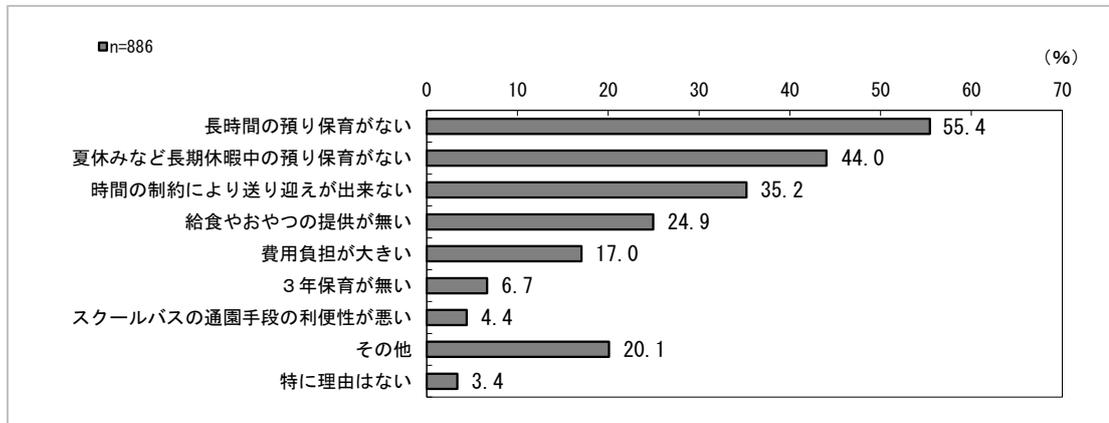


■事業を希望する上で重視する条件■



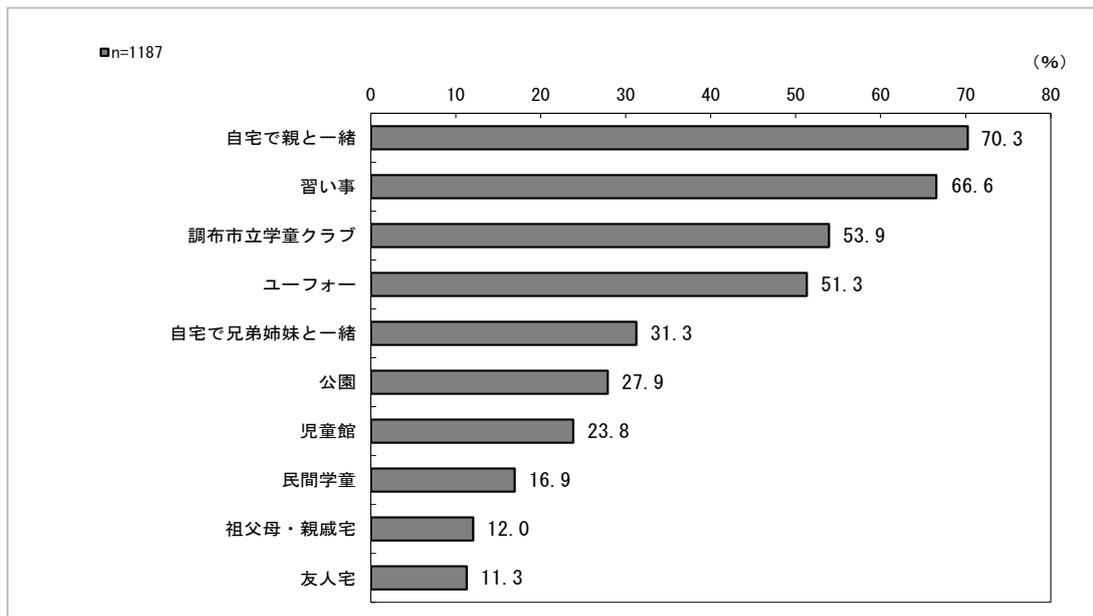
幼稚園を利用していない理由は「長時間の預り保育がない」が5割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

■幼稚園を利用していない理由■



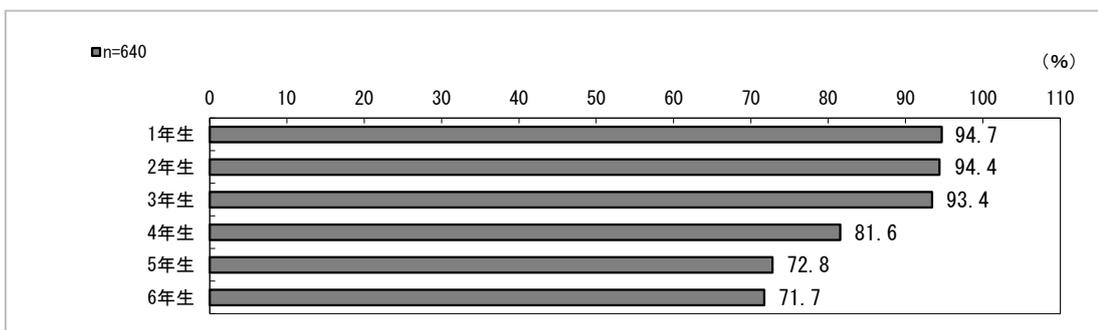
放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅で親と一緒に」が約7割にのぼり、最も多くなっています。

■放課後の時間を過ごさせたい場所■



学童クラブの利用希望学年について、低学年の利用意向が9割を超えています。

■学童クラブの利用希望学年■



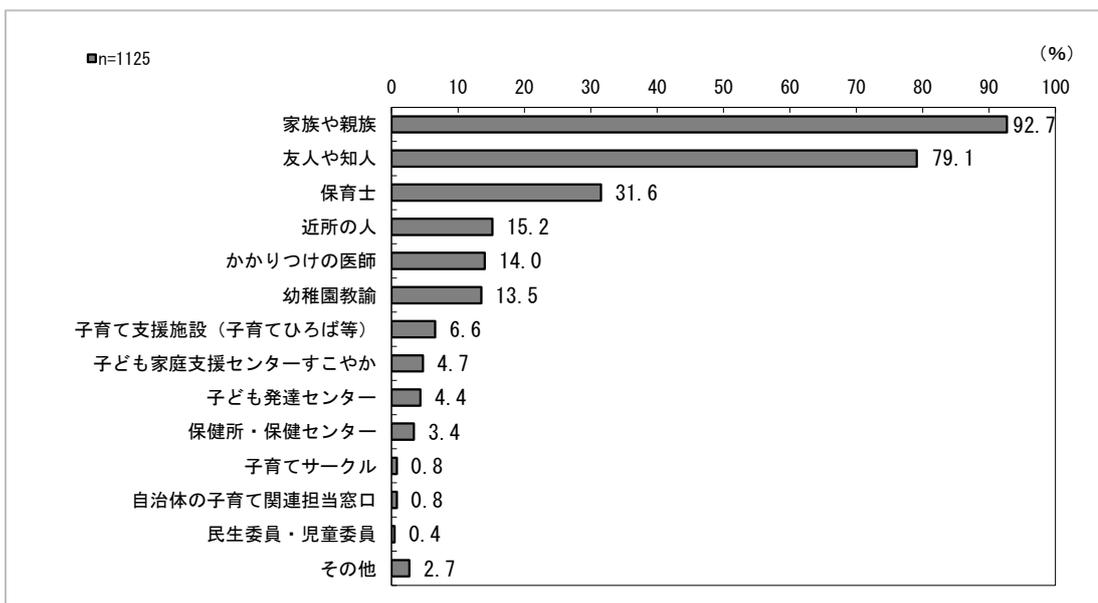
児童虐待について、“児童虐待防止法”の認知度は6割台半ばを占める一方、“児童虐待発見時の通報先”、“虐待に関する相談機関”の認知度は4割台半ばにとどまります。

■児童虐待を防ぐための仕組みの認知度■

	はい (%)	いいえ (%)	無回答 (%)	n
児童虐待防止法	64.1	34.0	1.9	1187
児童虐待発見時の通報先	44.9	53.4	1.7	1187
虐待に関する相談機関	45.2	53.2	1.5	1187

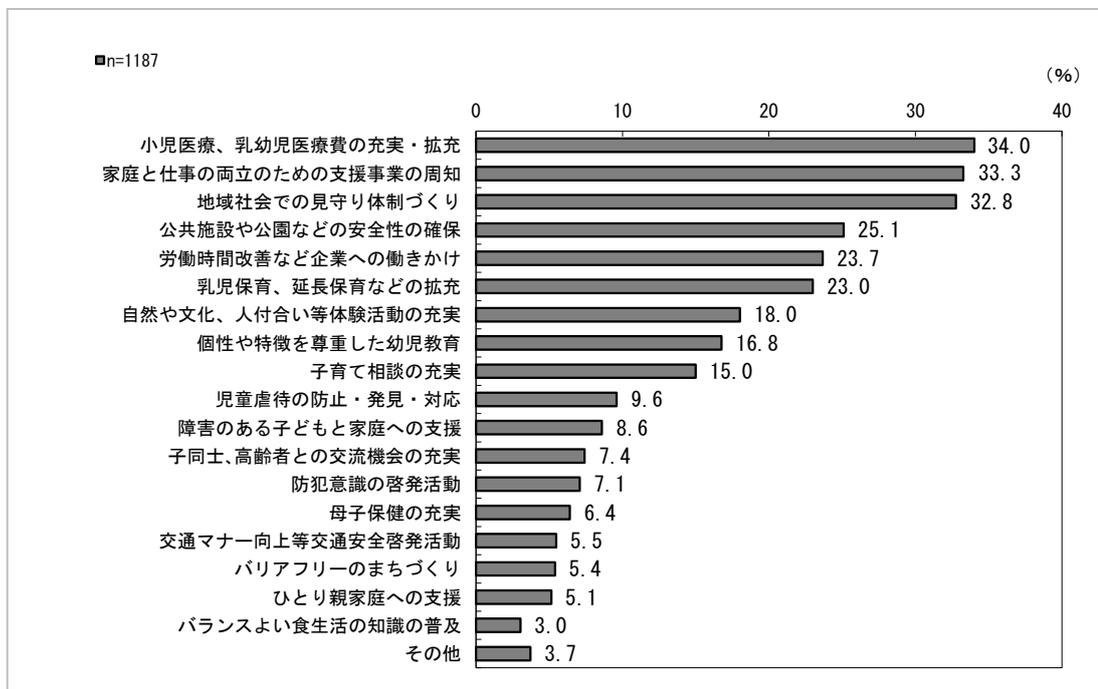
子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の相談先については、「家族や親族」が9割強にのぼり、最も多くなっています。

■気軽に相談できる人・場所■



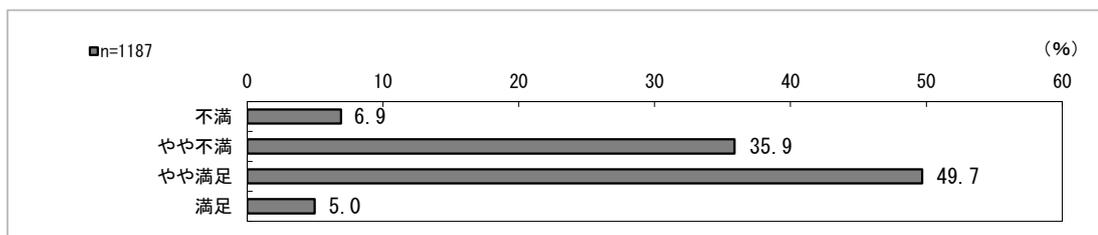
行政や関係機関の取組として必要だと思うことは、「小児医療、乳幼児医療費の充実・拡充」が3割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

■行政や関係機関の取組として必要だと思うこと■



市における子育て環境や支援への満足度は、満足・やや満足が5割台半ば、一方、不満・やや不満が4割強を占めます。

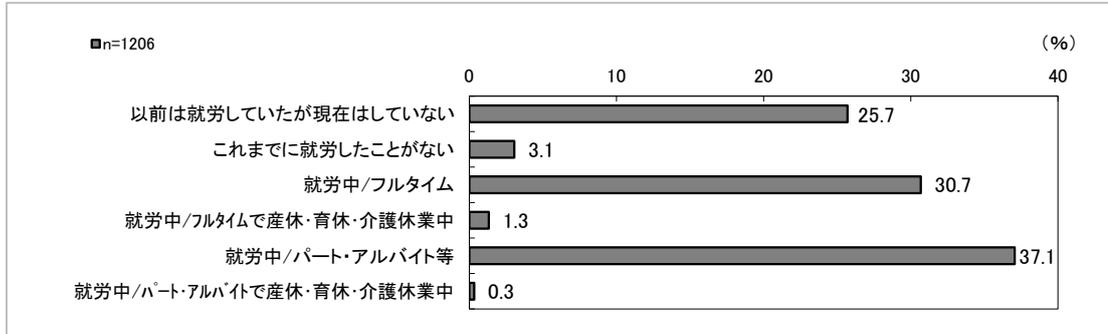
■市における子育て環境や支援への満足度■



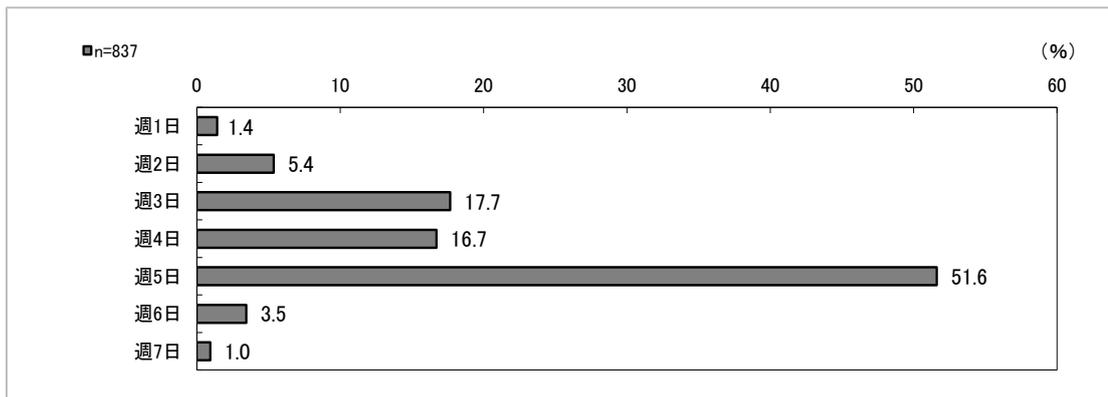
イ) 就学児童

子どもの保護者（母親）の就労状況について、「就労中／パート・アルバイト等」が4割弱を占め、最も多くなっています。1週あたり就労日数は「週5日」が5割強を占め、1日あたり就労時間は「8時間」が3割弱を占めます。

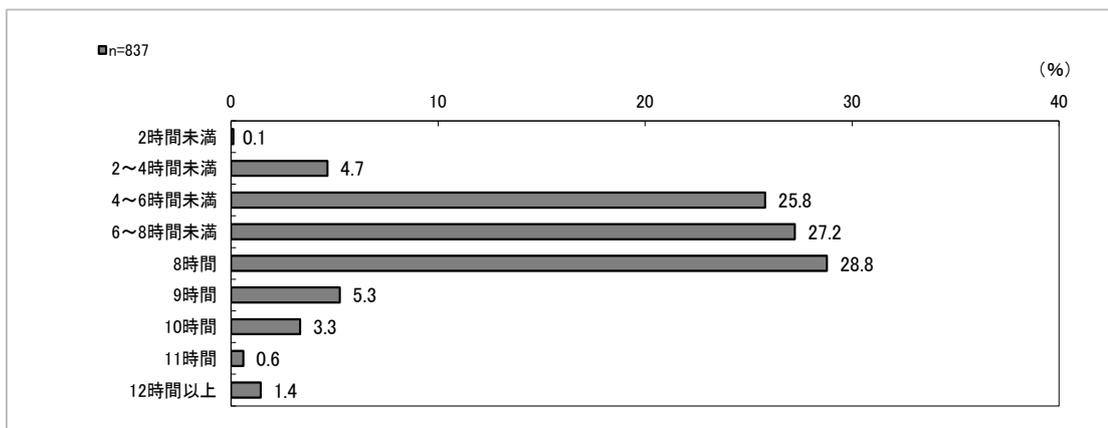
■母親の就労状況■



■母親の1週あたり就労日数■

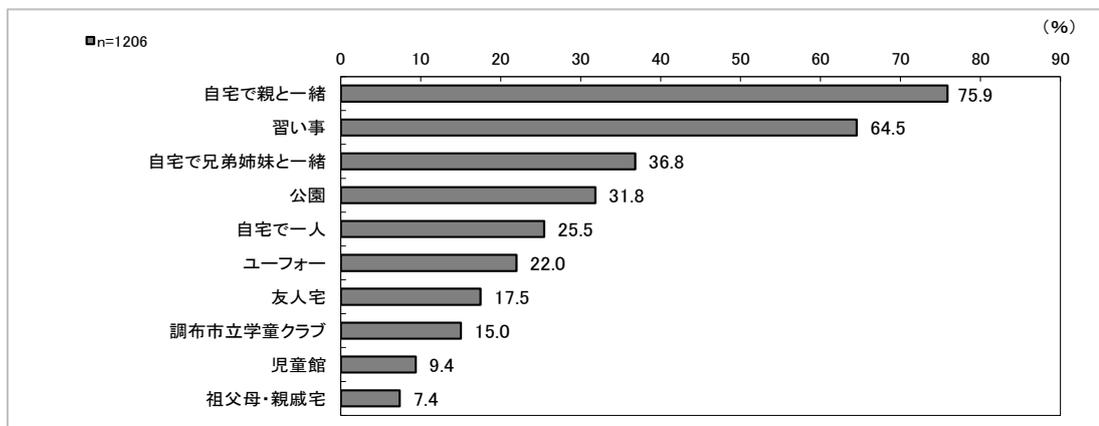


■母親の1日あたり就労時間■



放課後に過ごしている場所は「自宅で親と一緒に」が7割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

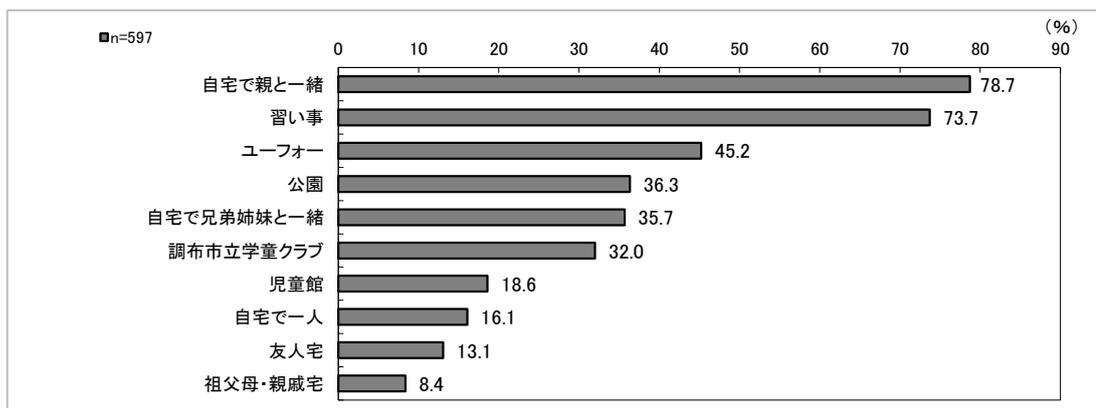
■放課後に過ごしている場所■



※上位10項目のみ抜粋。

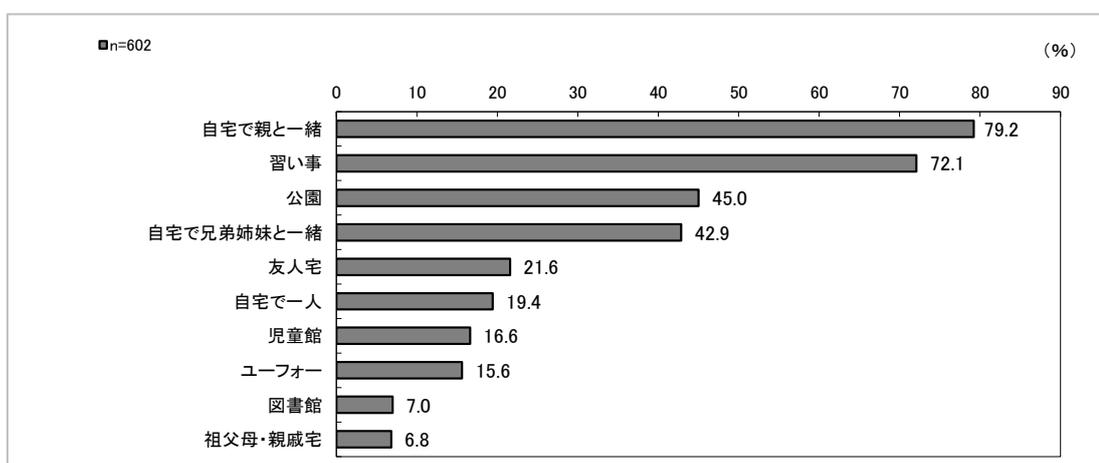
放課後に過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅で親と一緒に」が約8割にのぼり、最も多くなっています。

■放課後に過ごさせたい場所（低学年）■



※上位10項目のみ抜粋。

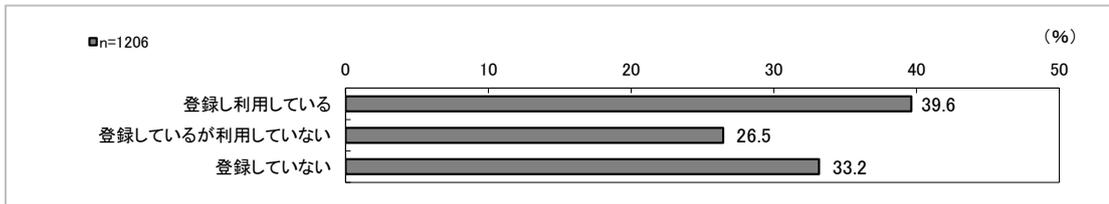
■放課後に過ごさせたい場所（高学年）■



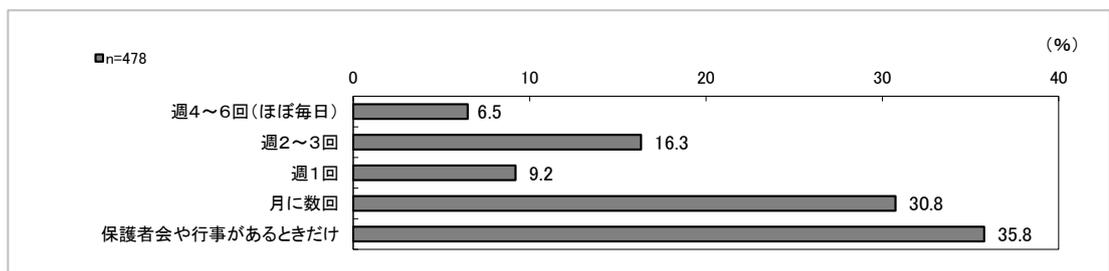
※上位10項目のみ抜粋。

ユーフォアの登録・利用状況について、「登録し利用している」が約4割を占め、ユーフォアの利用頻度は「保護者会や行事があるときだけ」が3割台半ばを占め、最も多くなっています。

■ユーフォアの登録・利用状況■

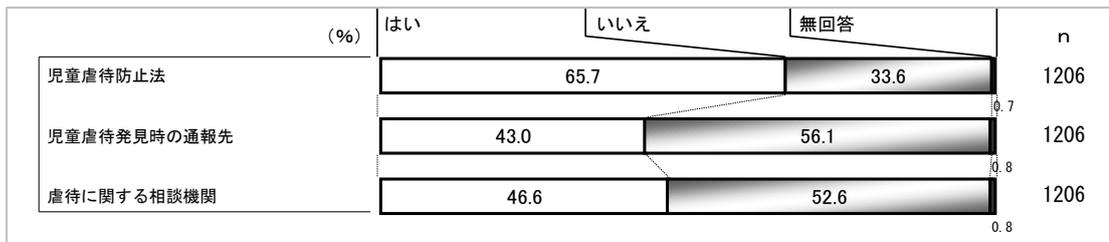


■ユーフォアの利用頻度■



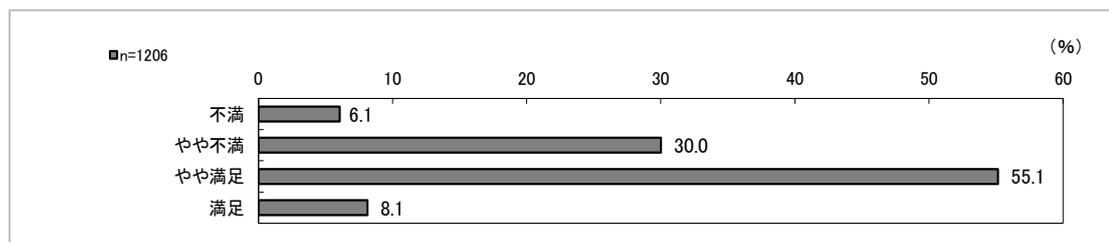
児童虐待について、「児童虐待防止法」の認知度は6割台半ばを占める一方、「児童虐待発見時の通報先」、「虐待に関する相談機関」の認知度は4割台にとどまります。

■児童虐待を防ぐための仕組みの認知度■



市における子育て環境や支援への満足度は、満足・やや満足が6割強、一方、不満・やや不満が4割弱を占めます。

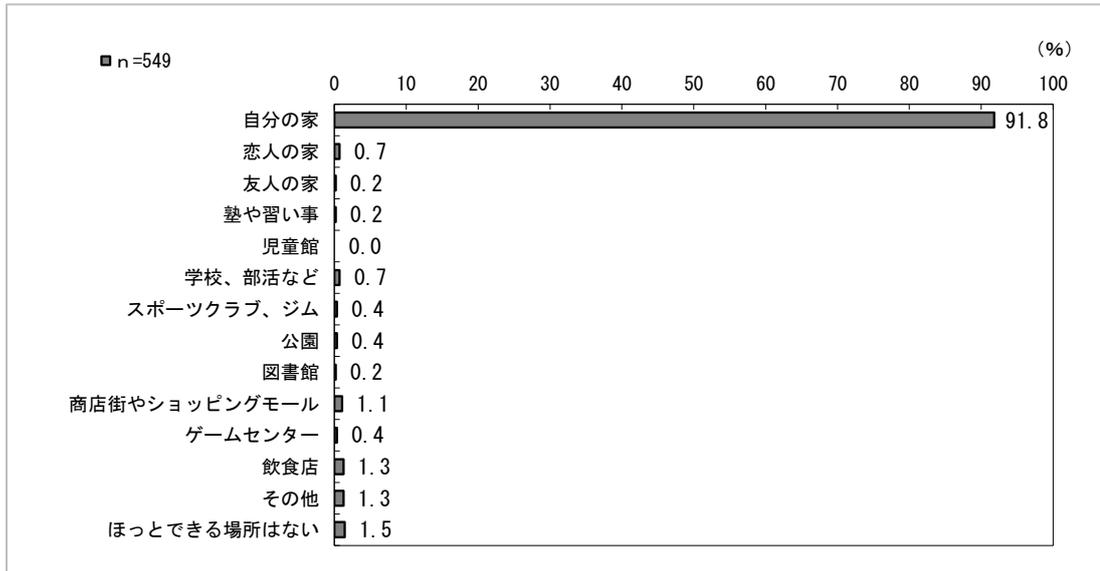
■市における子育て環境や支援への満足度■



ウ) 子ども・若者

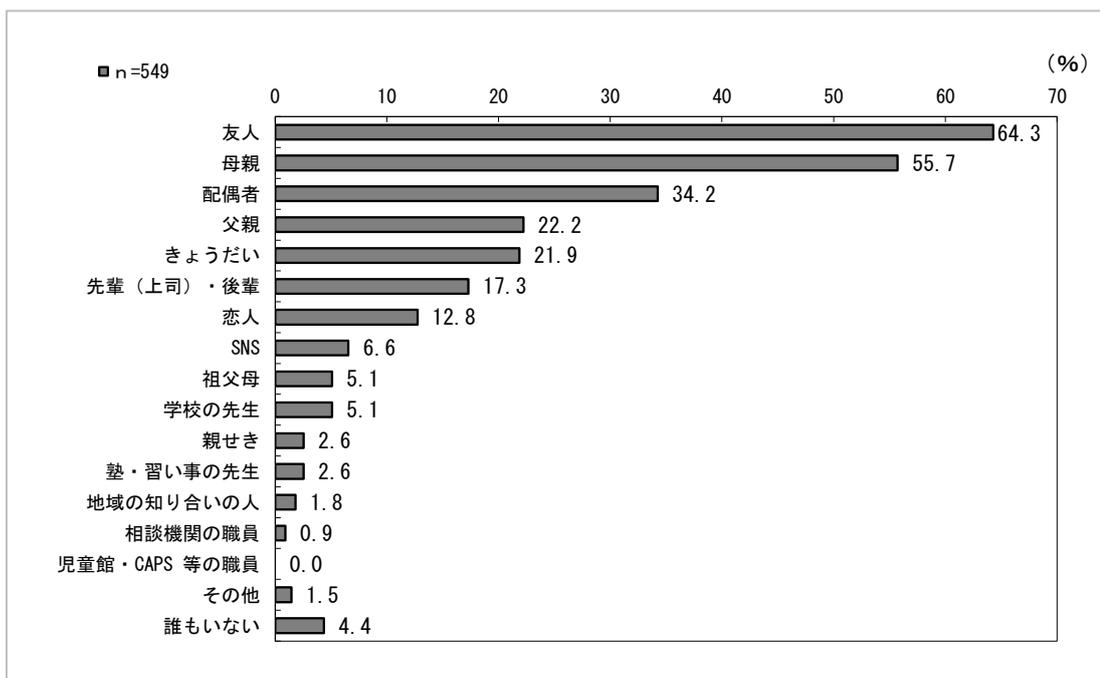
最もほっとできる場所については、「自分の家」が9割強にのぼり、最も多くなっています。

■最もほっとできる場所■



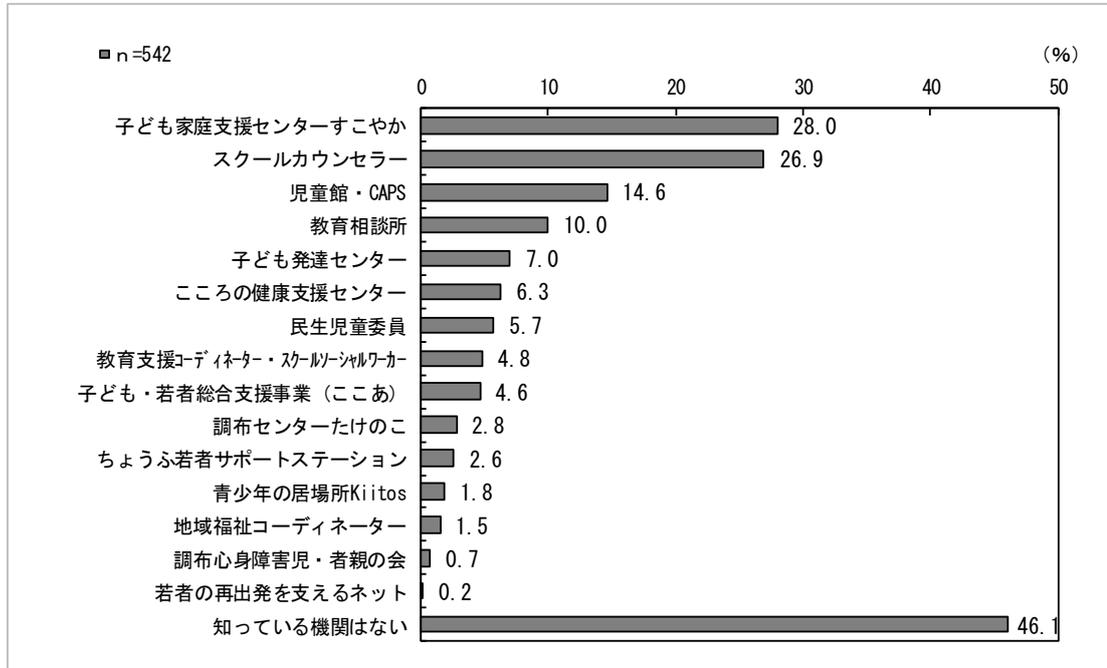
気軽に相談できる人は、「友人」が6割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

■気軽に相談できる人■



悩みごとの相談先として認知している機関は、具体的には、「子ども家庭支援センターすこやか」が3割弱にのぼり、最も多くなっています。なお、「知っている機関はない」が5割弱にのぼります。

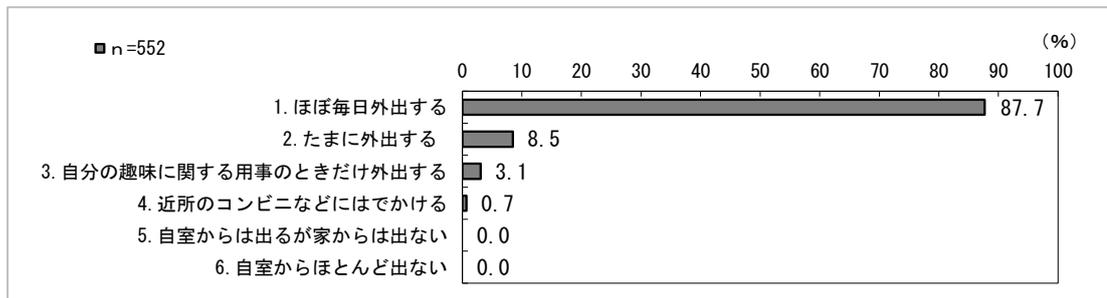
■悩みごとの相談先として認知している機関■



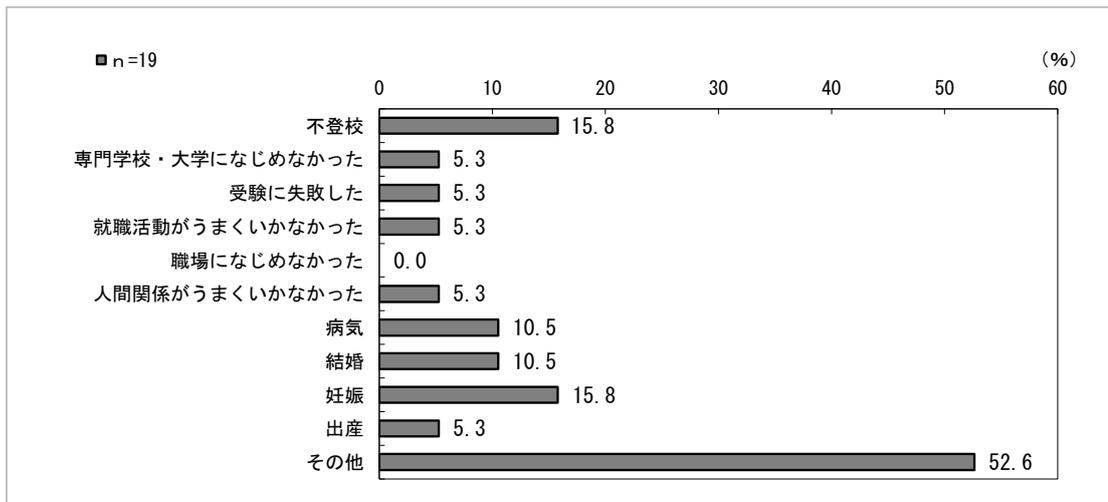
ふだんの外出状況は、「ほぼ毎日外出する」が9割弱を占めます。

選択肢「3. 自分の趣味に関する用事のみだけ外出する」～「6. 自室からほとんど出ない」と回答した人がほとんど家にいる状態になったきっかけは、具体的には、「不登校」・「妊娠」が1割台半ばにのぼり、最も多くなっています。

■ふだんの外出状況■



■ほとんど家にいる状態になったきっかけ■



子ども・若者が希望をもてる調布市となるために、調布市が特に取り組むべきことは、「年齢や経済的な心配のない学習環境等の充実」が5割強にのびります。

■調布市が特に取り組むべきこと■

